

# 海外療養費について

2024.4

市川市 国民健康保険課 資格給付担当

旅行等の海外渡航中に、病気やけがにより海外の医療機関等で緊急的にやむを得ず治療を受けたとき、申請すると支払った医療費の一部が払い戻される場合があります。

## 《支給される範囲》

支給が受けられるのは、その治療が日本国内の保険診療として認められた治療である場合です。

## 《支給対象とならないもの》

1. 治療を目的に海外へ行き治療を受けた場合（母国語で治療を受けたい等の理由の海外受診は対象外）
2. 高価な歯科材料や歯列矯正
3. 心臓・腎臓等の臓器移植（一部例外を除く※平成 29 年 12 月 22 日厚労省通知の条件に該当する方）
4. 美容整形、性転換手術
5. 自然分娩
6. 交通事故やけんかなど第三者行為や不法行為に起因する病気・けが

## 《支給される金額》

海外の医療機関等での治療費は各国によって異なります。海外療養費の額は、日本国内での同様の病気やけがをして国民健康保険で治療を受けた場合を基準にして決定します。（標準額） また、支給額算定の際には、支給決定日の外国為替換算率（売レート）が用いられます。

日本国内と同じ病気・けがでも、国や医療機関によって請求金額が大きく異なります。実際に支払った金額と比べて、支給額が大幅に減額になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## 《支給額の計算方法》※一部負担割合は、日本国内での受診と同じです。

実際の医療費が、日本国内での保険診療費より低い場合

支給額 : 実際の医療費 - (実際の医療費 × 一部負担割合)

実際の医療費が、日本国内での保険診療費より高い場合

支給額 : 日本国内での保険診療費 - (日本国内での保険診療費 × 一部負担割合)

## 《申請および支給までの流れ》

- ①申請書を手にする 国外に行く前に、市役所または支所等の窓口で「診療内容明細書」「領収明細書」の用紙を受け取り、国外に携帯してください。市川市のホームページからもダウンロードすることができます。
- ↓
- ②医師の証明をもらう 海外で疾病にかかった場合、治療費の全額を医療機関に支払い、領収書を受け取ります。その際、「診療内容明細書」「領収明細書」を医師に記入してもらいます。なお、月をまたがって受診した場合は、1 ヶ月単位、入院・外来別で作成してもらってください。
- ↓
- ③申請 帰国後、必要書類等を持参し、市役所本庁舎の窓口で海外療養費の申請をしてください。郵送での受付はできません。
- ↓
- ④審査・決定 国保連合会で書類を審査し、日本国内で同様の治療をした場合にかかる保険診療の範囲内で支給額を決定します。
- ↓
- ⑤支給 申請月から2～3 ヶ月後の月末に世帯主の口座へお振込みいたします。  
(※現地調査等が必要となった場合には、振込までに相当な時間を要します。)

**\*\*注意\*\* 請求期限は治療費を支払った日の翌日から起算して2年間です。**

## 《必要書類》※受診者が帰国してから申請してください

1. 療養費支給申請書（申請窓口で記入する書類）
2. 診療内容明細書：医療機関が作成し、医師のサインのあるもの
3. 領収明細書（医科・調剤用、歯科用）：医療機関が作成し、医師のサインのあるもの
4. 診療内容明細書と領収明細書の日本語訳文（翻訳者の住所・氏名が記載され、押印されているもの）
5. 海外の医療機関に全額治療費を支払った領収書（原本）
6. 海外の医療機関に全額治療費を支払った領収書の和訳
7. 保険証
8. 世帯主の印鑑（朱肉を使うもの）
9. 世帯主の銀行口座がわかるもの
10. マイナンバーが確認できるもの
11. 受診者のパスポート（原本）

※自動化ゲート等を利用し、パスポートに渡航先の出入国スタンプが押されていない場合は、搭乗券など、受診者が日本の出入国に加えて、渡航先へ入国、出国した日付のわかる資料（原本）を合わせてお持ちください。出入国および渡航等の履歴が確認できない場合は、申請を受付できません。渡航期間等によっては現在有効の旅券だけでなく、期限切れの旧旅券の持参が必要なことがあります。

12. 調査に関わる同意書（申請窓口で記入する書類）

※原則受診者本人が記入してください。

## 《注意事項》

- 海外療養費は短期間の渡航中の病気やけが等がかかった場合の制度であり、長期間国外に居住する場合の制度ではありません。長期滞在の場合など、住居の本拠地が日本（市川市）にないと判断される場合は、転出の手続きをしていただくことがあります。その場合については、海外療養費の対象になりません。
- 高額な案件や関連書類の偽造等、不正が疑われるものについては、現地の医療機関等へ照会を行うなどの調査を行っています。そのような場合、審査には相当な時間を要しますので、あらかじめご了承ください。なお、不正請求と判断されたものは関係する官公庁や警察と連携し、厳正な対応を行います。
- 診療内容明細書・領収明細書等は、指定様式のものをお使いください。（市川市ホームページからもダウンロードできます。）申請書類は、日本の診療報酬と同様に、医療機関、診療月、入院・外来ごとに作成してください。  
海外の医療機関で「診療内容明細書」「領収明細書」をもらうのに費用がかかる場合も考えられますが、その費用は申請者の負担となります。
- 提出いただいた申請書類について、後日問い合わせをする場合がありますので、必ずコピーを取って保管してください。
- 必要に応じて民間の海外旅行損害保険等にも加入しましょう。

## 《問い合わせ先》

市川市国民健康保険課 資格給付担当

〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号

電話 047-334-1111（代表）

047-712-8532（直通）